

広報

みなべ

2021
No.199

4

WAKAYAMA MINABE TOWN

目次

令和3年度当初予算 P2~3
令和3年度施政方針 P4~5
住宅の耐震診断について P6
新型コロナウイルスワクチン接種... P7
御坊税務署からのお知らせ 他 P8

まちのできごと P9
くらしの情報 P10~13
ふれ愛センターだより P14~15
としょかん通信 P16
各種相談など P17

「西岩代川沿いの桜」
尾葉奈橋付近で

令和3年度当初予算

令和3年度の当初予算が3月定例議会にて可決されました。一般会計は、86億8500万円となり、前年度に比べ1億5400万円の減額となっております。

第2次みなべ町長期総合計画によるまちづくりに取り組み、「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」を実現するための施策を展開していきます。

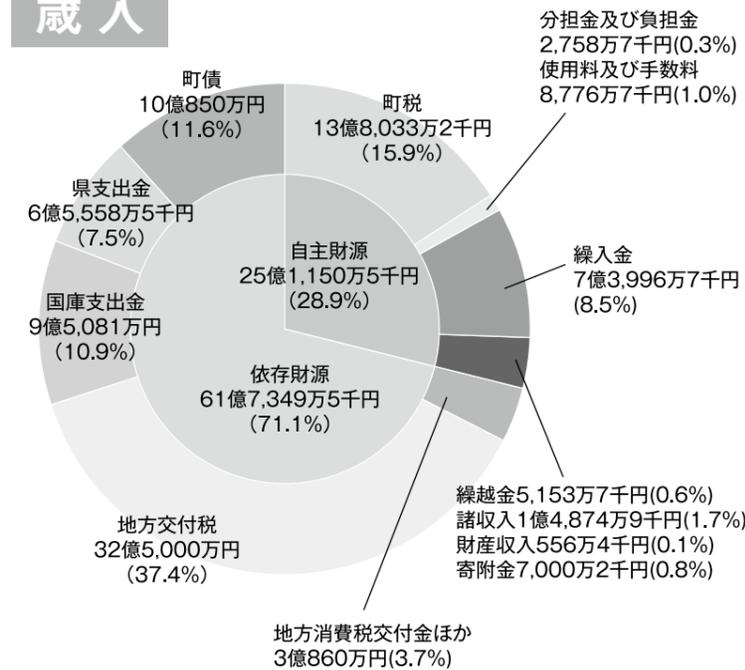
歳入

町税については、町民税の減収が見込まれることから、前年度より5547万2千円の減となり、歳入全体の15.9%となっております。

また、こども園整備補助事業や防災施設整備事業などにより、財源に不足が生じることから、町債などで財源を確保することとしています。このため町債は、歳入全体の11.6%を占めています。

歳入のうち自主財源は25億1150万5千円と歳入全体の28.9%であり、大半は地方交付税などの依存財源が占めており、依然として厳しい財政状況となっております。

歳入



令和3年度一般会計予算は
86億8,500万円

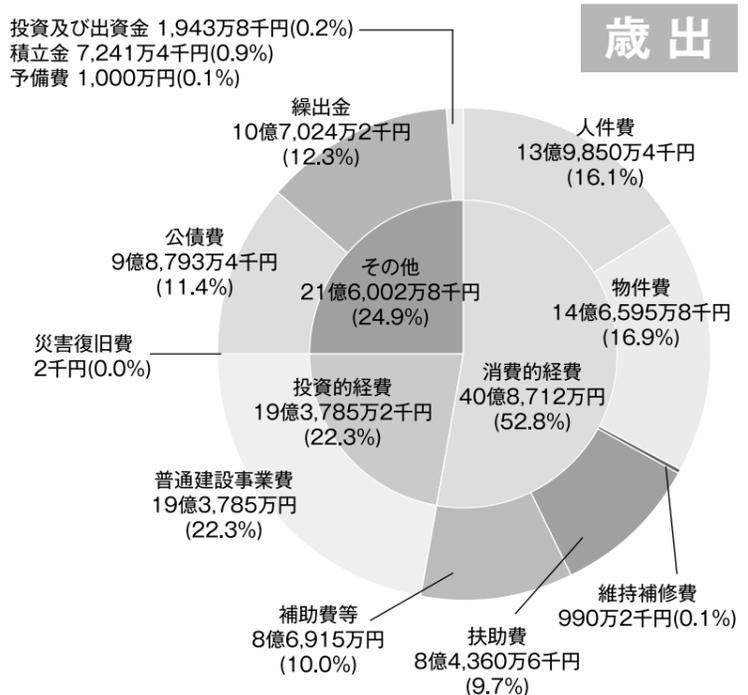
歳出

消費的経費（人件費、物件費、扶助費、補助費等）については、ため池ハザードマップ作成業務の完了により、物件費の減などで、前年度より2891万9千円（0.6%）減となっております。

投資的経費のうち普通建設事業費については、デジタル防災行政無線の整備が完了したことなどにより、前年度より1220万1千円（0.6%）減となっております。

その他経費について、公債費は、町債の償還金額の減少にもない1億42万円（9.2%）の減となっております。

歳出



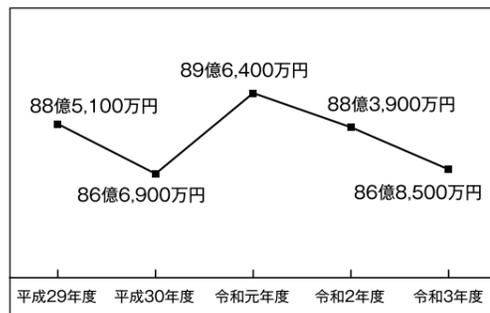
令和3年度に実施する主な事業

事業名	金額(千円)
こども園整備補助事業	651,693
防災施設整備事業	277,805
社会資本整備総合交付金事業(町道名の内線、道路舗装修繕事業ほか)	249,106
公共下水道管路等整備事業	159,939
ナデオ農道整備事業	150,000
道路メンテナンス事業	106,000
町道新設改良事業(町道宇呂住線ほか)	87,240
海岸堤防等老朽対策事業	31,251
新型コロナウイルスワクチン接種事業	27,286
商工会補助金(プレミアム商品券発行補助事業、スタンプラリー実施補助事業)	18,000
津波高潮危機管理対策事業	17,251
空き家解体処理費補助金	9,000
教育旅行誘致事業補助金	6,000
第3子以降子育て応援(学校給食費助成)事業補助金	5,907
国民文化祭補助金	3,704
紀州材で建てる住宅支援事業補助金	3,000
ふるさと応援奨学金	2,400
防犯カメラ整備事業	2,200

会計別当初予算状況

会計名	令和3年度	令和2年度	増減額
一般会計	8,685,000	8,839,000	△ 154,000
国民健康保険特別会計	1,884,983	1,920,078	△ 35,095
後期高齢者医療特別会計	335,449	339,664	△ 4,215
介護保険特別会計	1,668,627	1,700,497	△ 31,870
農業集落排水事業特別会計	66,081	90,652	△ 24,571
公共下水道事業特別会計	716,910	694,493	22,417
水道事業会計(事業費用+資本的支出)	497,173	492,059	5,114
合計	13,854,223	14,076,443	△ 222,220

一般会計の当初予算額の推移



◎語句の説明

【歳出】

- 消費的経費=支出効果が単年度又は短期間に終わり、後年度に形を残さない経費
物件費=公共施設の光熱水費や消耗品、委託料などの費用
扶助費=児童、高齢者、障がい者の方などの福祉向上のための費用
補助費等=団体等への活動助成金や他市町と共同で運営する組合への負担金などの費用
- 投資的経費=将来に残る施設等を整備する費用など支出効果が長期にわたる経費
普通建設事業費=道路や建物などの建設事業に係る費用
- その他の経費
公債費=町が借入れたお金を返済するための費用
繰入金=一般会計から特別会計などへ繰り出す費用

【歳入】

- 自主財源=町が自主的に収入することができる財源
町税=町民税、固定資産税や軽自動車税など
使用料及び手数料ほか=施設の使用や戸籍の手数料など、特定のサービスに対して負担してもらったお金
繰入金=基金を取り崩すなど一般会計に繰り入れるお金
繰越金=前年度から繰り越したお金
諸収入ほか=ほかの収入科目に含まれない収入など
- 依存財源=国や県から交付されるお金や借入金
地方交付税=全ての市町村が一定の行政サービスを提供できるよう、国から交付されるお金
国庫支出金・県支出金=町が行う事業に対して、国や県から交付されるお金
町債=建設事業などの事業費用のため借入するお金

令和3年度施政方針（概要）

みなべ町長 小谷芳正



町民の皆様安心して暮らしていただける町づくりのために、町民目線に立った施策の展開を図ってまいりますので、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

防災・減災対策

防災・減災対策として、継続事業であります南道・東吉田の小山田池周辺の高台での防災拠点整備事業につきましては、関係者の皆様方のご理解とご協力により、みなべ愛之園こども園建築工

事が2022年4月開園に合わせ進んでおり、そこに至ります避難路としての町道の拡幅改良工事と周辺の造成工事も鋭意進んでいるところです。

本年度は、周辺の防災施設となります備蓄倉庫や消防車庫、マンホールトイレにつきましては、その準備が整いしだい実施します。

なお、埴田医王寺地区の高台への避難道路につきましては、本年度は用地買収補償を進めてまいります。

ため池対策としては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別特措法が制定されたことに伴い、防災重点農業用ため池の劣化状況調査を本年度12箇所を実施いたします。

洪水対策としての河川整備につきましては、現在施行中の二級河川南部川の筋・徳蔵工区が本年度完成予定です。

引き続き、学校橋から須賀橋の間、約840mが測量設計調査中で、本年度は、用地買収に向けて、用地測量等が予定されています。

二級河川古川は、未改良区間の690mについて、国に認めていただき、令和2年度より「大規模特定河川事業」として別枠で事業化されました。昨年度から用地買収に着手しており、本年度、下流から工事着手の予定となっています。

土砂災害対策としては、土砂災害防止法に基づく基礎調査を基に早期避難に役立ててもらうために「土砂災害ハザードマップ」を作成し、残り10地区も今年度、完成し、この3月の広報紙に折込み、配布しています。

子育て支援

新たな取り組みとして、家族等から十分な支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える産前産後のお母さんとお子さんを対象に、助産師や保健師が中心となり、助産所でのケアや訪

問支援など必要なサポートを行う「産後ケア事業」を開始します。また、学童保育所の利用ニーズの増加から、上南部小学校に上南部第二学童保育所を増設し、放課後児童の受入体制拡充と保育環境の充実を図ります。

水道事業

昨年度、実施した基幹水道施設であるみなべ浄水場更新基本設計業務の結果をもとに、今後、基本設計で決定した整備計画を順次進めていきたいと考えています。基本設計では、大規模地震での施設の倒壊や津波による浸水被害がなく、豪雨災害なども考慮した計画とし、安心・安全に水道水の供給ができる整備を行っていききたいと考えています。

廃棄物対策

平成30年度より実施しています、紀南広域廃棄物最終処分場建設工事につきましては、この3月末に完成となり、7月1日から供用開始となります。

うめ産業

美容と健康、梅と認知症への効果について引き続き、調査研究していただくことにしています。シワやたるみなどの皮膚の老化は、コラーゲンの減少が原因と言われ、研究の結果、梅から抽出したエキスに皮膚老化予防効果が認められたため、特許出願を行っております。

海産業

海産業については、漁獲量の確保を図るため、イセエビ、ヒラメ、クエの稚魚の中間育成や放流など引き続き進めてまいります。施設面では、海岸保全施設の長寿命化計画等に基づき、堺・千鹿浦地区の陸間整備工事、大目津地区の老朽化対策工事を実施します。

山産業

森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づき森林所有者に対し経営管理の意向調査を引き続き、実施します。意向

調査の結果を踏まえ、防災上の観点、また、切捨て間伐制度の動向をみながら搬出間伐に向け、山づくりの見直しの検討に入っていかなければと考えています。

商工観光産業

引き続き、商工会に商工振興補助を行います。プレミアム商品券の発行、新型コロナ対策として、スタンプリー事業補助等、商店街活性化を図っていきます。今後の感染状況等を見ながら、必要な支援を講じていきます。

広域連携事業として、御坊日高教育旅行誘致協議会を設立し、日高地域の豊かな自然、日本一の梅や紀州備長炭などの農林水産業や食文化、豊富な体験メニューを提案し、地域資源を最大限活用しながら、地域一体となって体験交流型観光を推進します。

国道

国道424号については、切目辻トンネルを含む切目辻工区について、トンネル工事は、令和3年

度中に発注予定とのことで、一日も早い完成を目指し、関係機関に働きかけをしております。

共和地内の歩道についても、用地買収補償が順調に進んでおり、順次、工事発注されています。

町道

町道については、整備を進めていました町道熊岡東本庄線の歩道改良は完成し、通学路としての安全確保、道路の防災・減災対策が図られたところです。

補助事業は、引き続き社会資本整備総合交付金事業と道路メンテナンス事業を活用し、交通の安全の確保とその円滑化、生活環境の整備等を図るため、継続中の名の内線、土井中道線の拡幅改良をはじめ、橋梁・トンネル等の定期点検及び補修工事等の長寿命化対策を行いたいと考えています。

また、本年度からは、主要路線をメインに路面の舗装修繕工事を計画的に実施する予定です。

学校教育・社会教育の充実
教育活動については、各学校で万全なコロナウイルス感染症対策を講じ、子どもの学習を保障することを第一と考えています。

施設面については、新型コロナウイルスの影響で令和2年度に実施できなかった小中学校のトイレ洋式化を実施できるよう、準備を進めたいと考えています。

令和2年度に整備しましたGIGAスクール関連機器については、効率性にかつ、有効的に活用していきたいよう進めたいと考えています。

また、中学校の体育館への空調設備の設置については、災害時の活用も出来ることも考慮に入れ、現在設計を進め、学習環境の改善や避難所としての機能性の向上を図りたいと考えています。

4月から本格始動する総合型地域スポーツクラブ（梅の里スポーツクラブ）では、スポーツ活動を通じて、青少年の健全育成、住民の健康増進を図るとともに活力あるまちづくりに寄与したく、官民一体となって進めていきます。

住まいの耐震診断しませんか 耐震事業について

巨大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。

町では住宅の耐震化に対して次のとおり補助を行っています。

耐震診断

次の要件を満たす住宅について、耐震診断費用を補助します。

〈診断費用〉

- 木造住宅 無料
- 非木造住宅 必要な経費の2/3(上限8万9千円)を補助

〈対象住宅〉

- 2階建て以下で、延べ床面積が200㎡以下の専用及び併用住宅などで次の要件を満たす住宅
- 木造住宅の場合 平成12年5月31日以前に着工されたみなべ町内の住宅
- 非木造住宅の場合 昭和56年5月31日以前に着工されたみなべ町内の住宅

〈募集戸数〉

- 木造住宅 20戸
- 非木造住宅 1戸

〈申込受付〉 令和3年4月1日～令和4年2月28日

※総務課までご連絡ください。

〈内容〉

■専門の耐震診断士が診断します。

■診断結果は、耐震診断士が1～2か月後に訪問してお知らせします。

耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施

耐震補強設計及び耐震改修工事(建替え含む)に係る費用の補助(最大116万6千円)が受けられます。

〈対象住宅〉

- 耐震診断の結果、木造住宅については耐震評点が1.0未満、非木造住宅についてはI s値が

0.6未満、またはq値が1.0未満と診断された住宅

■改修及び建替え後に耐震評点が1.0以上(0.7以上でも可)、非木造住宅についてはI s値が0.6以上かつq値が1.0以上。

※工事については年度末(令和4年3月31日)までに完了していた必要があります。

〈募集戸数〉

- 10戸

〈申込受付〉

令和3年4月1日～12月28日

※総務課までご連絡ください。

耐震ベッド・耐震シエルター

既存の木造住宅内に、耐震ベッド・耐震シエルターを購入、設置する際に、費用の2/3(最大26万6千円)を補助します。

ただし購入、設置する耐震ベッド・耐震シエルターは、県の認定を受けたものに限りです。

〈対象住宅〉

木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された

住宅
〈募集戸数〉

- 1戸

※補助件数については限りがありますが、申請件数が多数の場合は、高齢者、障害者の方を優先して補助させていただきます。

〈申込受付〉

令和3年4月1日～

☆各種補助は、募集戸数に達した場合、その時点で終了となります。また、補助を受けるには、事前に総務課への申請が必要です。申請方法等については、総務課(TEL72・2142)へ。

県では、木造住宅の耐震改修サポート事業を実施しています

耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断された木造住宅について、専門のアドバイザーを派遣し、各種相談や改修プランの提案などを無料で行っています。くわしくは、役場総務課へ。

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

みなべ町では、保健福祉センター(ふれ愛センター)での集団接種を予定しています。令和3年度中に65歳以上に達する方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)から、順次、お知らせを郵送します。希望調査票に必要事項(接種希望の有無など)を記入のうえ、必ず返送ください。同封している接種券は、接種時に必要となりますので、紛失にご注意ください!

みなべ町新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤル(保健福祉センター)

☎ 34-2855(受付)平日 午前8時30分～午後5時15分

宝くじコミュニティ助成事業で「東本庄区民会館」を新築

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源として実施しています。令和2年度、宝くじコミュニティセンター助成事業により、東本庄区が区民会館を新築しました。東本庄区では、宝くじ助成金で整備した区民会館を拠点とし、今後コミュニティ活動をより活発なものとするため役立てていきます。



4月6日～15日は 春の全国交通安全運動

- 4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。
- 運動の重点
- ★子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - ★自転車の安全利用の推進
 - ★歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
 - ★飲酒運転の根絶(和歌山県重点)



『親がまず 守って見せる 交通マナー』 令和3年度交通安全年間スローガン(一般の部)最優秀作

おおまえ きみこ
大前キミ子さん(高野) 100歳おめでとうございます

3月4日、100歳を迎える大前さんをみなべ町長が施設に訪問し、「祝百歳」の賞状と記念品、花束を贈り長寿をお祝いしました。

ご家族の方に長寿の秘訣をお尋ねすると、「母は、父が戦争で傷を負って帰り、農業ができなくなり、祖父の農業の手伝いをして、苦勞して5人の子どもを育ててくれましたが、昔から何ごとにも慌てず、ゆとりをもってやる、そういう性分だったので、それが長生きにつながったのではと思います。」と話してくれました。益々のご長寿を祈念します。



まつばら やすたろう
岩代小学校で移民の父「松原安太郎氏」の歴史学習・記念植樹

3月10日、岩代小学校で、移民の父「松原安太郎氏」の歴史学習と記念植樹が行われました。

5、6年生の子どもたちは、和歌山県中南米交流協会理事の眞砂さんから、「松原氏が、岩代村に生まれ、1918年にブラジルに渡り、大牧場主として成功をおさめたことや、第二次世界大戦後は国交が回復されると、ブラジル政府に日本人の受け入れを認めさせ、移住再開につなげ、約6万人の日本人がブラジルに渡ったことなど、それらの功績から、移民の父と言われています。」とのお話を聴きました。



学校敷地内に5、6年生の子どもがブラジル国の国花「イペー」を植樹

第20回 市町村対抗ジュニア駅伝競走大会

2月21日、第20回市町村ジュニア駅伝競走大会が開催され、県内各市町村25チームと、オープン参加8チームが出場し、10区間(21.1キロ)を競い合いました。

新型コロナウイルスの影響で、開閉会式もなく、欠場したチームもいくつかあり、例年とは違う大会となりました。

みなべ町は第20位(1時間16分21秒)でゴールしました。*オープン参加のチームは含まれません。

また、橋本日菜子選手が5年連続登録競技者賞を受賞しました。

みなべ町選手団 写真は裏面(18ページ)に掲載。団長、監督、コーチは次の皆さんです【敬称略】

■団長 小林晃亮 ■監督 田中信弘

■コーチ 東司、森喜久雄、清水昭男、片山清範、中松常晃、中嶋司、沖見直哉、楠本みずき、草分風花

御坊税務署からのお知らせ
令和2年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方は、下記の納期限・振替日となります。

	納期限	振替日(振替納税をご利用の方)
申告所得税及び復興特別所得税	令和3年 4月15日	令和3年 5月31日
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和3年 4月15日	令和3年 5月24日

振替納税をご利用の方へ

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

振替納税をご利用でない方へ

申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありませんので、納期限までに納付してください(ダイレクト納付等をご利用ください。)

納付はキャッシュレスをご利用ください

振替納税、ダイレクト納付、クレジットカード納付、インターネットバンキングがあります。

くわしくは、御坊税務署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

御坊税務署 ☎ 0738-22-0695 (音声案内「2」)

税に関する情報は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp/>

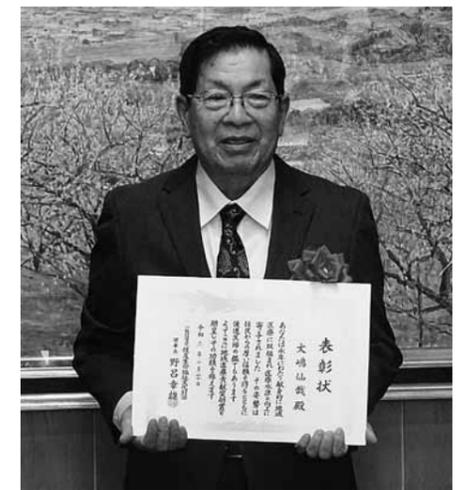
おおしま せんや
大嶋仙哉医師が「第14回 地域医療貢献奨励賞」

「地域医療貢献奨励賞」は、医療に恵まれない地域における医療の確保と向上及び住民の福祉の増進を図るため、地域医療に多大な貢献をされている医師に一般財団法人住友生命福祉文化財団が自治医科大学の後援を得て、贈っているものです。

2月20日に「第14回 地域医療貢献奨励賞」の表彰式が東京で行われ、大嶋医師は、町役場からオンラインで出席されました。

大嶋医師は、平成4年に、へき地医療に尽力していた父親に代わり地域住民の強い要望で、高城診療所の院長に就任以来、28年以上の永きにわたり、昼夜を問わず、診療所での治療や往診に奔走、地域住民の健康を守るため全身全霊で、へき地医療に取り組まれるなど、地域医療への貢献が認められての受賞となりました。

大嶋医師は、地域医療貢献奨励賞の副賞50万円を「福祉に役立ててください。」と町に寄附してくださいました。



くらしの 情報

住民福祉課(TEL72-2161)から

令和3年度国民年金保険料

令和3年度の国民年金保険料は、月額1万6610円となります。

4月上旬に、令和3年度の「国民年金保険料納付案内書」が日本年金機構から送付されます。保険料は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。

送付される納付書は、各月分の納付書のほか、割引のある1年前納や6か月前納の納付書も添付されていますので、ご利用ください。また、便利な口座振替による納付方法もありますので、ご利用ください。

○すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など、定期的に健康管理が行われている場合は必ずしも受ける必要はありません。

○生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか主治医に相談してください。

歯科健康診査

対象者 令和3年3月末で75歳・80歳・85歳の方と90歳以上の被保険者の方

検査項目

問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

健康診査及び歯科健康診査についてのくわしくは、和歌山県後期高齢者医療広域連合(TEL073-4288-6688)へお問い合わせください。

学生の皆さんへ

「学生納付特例制度」について

学生の皆さんも、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料を納めることが困難な場合があります。そのようなときは、申請して承認を受けると、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請について

承認期間は、申請した年度の4月から翌年の3月までで、申請は毎年度行う必要があります。

学生納付特例を申請される方は、役場住民福祉課へ願いします。申請には、確認書類として学生証の写しまたは、在学証明書が必要となりますので、お持ちください。

前年度、申請された方

令和2年度に学生納付特例の承認を受け、令和3年度も引き続き在学予定と思われる方には、

後期高齢者医療制度の保険料率等について

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまに和歌山県後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率等が決定していますので、お知らせします。

保険料は、等しく負担していた大口均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。※下図をご参照ください。

今までどおり所得の少ない方などには軽減制度がありますが、そのうち特例措置として実施されている所得の低い方の均等割軽減措置について、8割軽減が令和2年度に7割軽減に、8・5割軽減が令和2年度に7・75割軽減に、令和3年度に7割軽減に変更されています。

なお、均等割額の5割・2割軽減の対象は拡大されます。令和3年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

4月初めに日本年金機構から申請ハガキが送られてきます。必要事項を記入のうえ、返送することで、継続申請となります。(この場合、学生証の写しまたは、在学証明書は不要です)

承認要件等

◆学生本人の前年所得が、128万円以下

承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額には反映されません。

保険料の追納(後払い)は、10年以内であれば、遡って納めることができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降の保険料については、一定の金額が加算されます。なお、追納する場合は、田辺年金事務所へ申込みが必要です。

ご注意ください

申請をしないで、保険料を未納(納付しない)のまま放置していると、万が一の事故や病気の際に障がいが残っても、障害基礎年金が受けられない場合があります。

年度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
令和2・3年度 (年間)	50,304円	9.51%	64万円
【参考】 平成30・31年度 (年間)	45,812円	8.80%	62万円

くわしくは、住民福祉課または、和歌山県後期高齢者医療広域連合(TEL073-4288-6688)へお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日です

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自動車や軽自動車などを所有している方に課税されます。

軽自動車税(種別割)には月割課税制度がないため、4月2日

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ 健康診査・歯科健康診査のご案内

生活習慣病等の早期発見のため、健康診査・歯科健康診査を受けましょう。対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします(受診券発行の申込みをする必要はありません)。

受診期間 令和3年6月1日、令和4年2月28日

受診場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

自己負担額 いずれも無料

持ち物 保険証、受診券、受診票(問診票)

健康診査

対象者 被保険者全員

検査項目

〔基本〕問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能)、尿検査(糖、蛋白)
〔医師が必要と判断した方への追加〕貧血検査、心電図検査、眼底検査

以降に所有者でなくなった場合でも、その年度1年分の税金がかかります。

納付について

今年度の軽自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(月)です。5月中旬ごろ、納税通知書を郵送します。

納付は、金融機関のほかコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリもご利用できます。利用できるアプリなど、くわしくは、納税通知書に同封するチラシをご覧ください。

口座振替により納付される場合は、5月31日に指定されている口座から振替させていただきます。

軽自動車税(種別割)の減免申請について

軽自動車税(種別割)は、生活保護法による生活扶助を受けている方、または身体に障がいのある方等が所有して使用する場合、納期限の7日前(5月24日)までに申請することで、減免されることがあります。必要書類については税務課へお問い合わせください。

**固定資産の
縦覧と閲覧ができます**

縦覧制度

みなべ町内に土地や家屋を所有して、固定資産税が課税されている方に限り、町内の他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、次のとおり資産の縦覧帳簿をご覧いただく期間をもうけます。

期間・時間

4月1日(木)～8月2日(月)
(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
縦覧できる方

納税者本人、または本人の委任を受けた方(委任状が必要です。)

閲覧制度

納税義務者は、固定資産課税台帳において、自分の資産について記載された部分のみ確認できます。また、借地人・借家人は、使用または収益の対象となる部分

・間伐または人工林の択伐は、伐採する90～20日前までに届出が必要

無届伐採を行った場合の罰則

■**普通林の場合**
100万円以下の罰金に処される場合があります。

■**保安林の場合**
150万円以下の罰金に処される場合があります。

総務課(TEL72-2051)から

**「行政・人権」相談は
毎月開催しています**

町では、毎月1回、役場と生涯学習センター(隔月交代)で、午後1時30分～午後3時30分まで、行政相談委員による「行政相談」と人権擁護委員による「人権相談」を行っています。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。予約の必要はありません。

開催日は、町の広報紙でご確認ください。町内一斉放送でもお知らせします。

について、課税台帳の閲覧ができます。

期間

4月1日～翌年3月31日まで
(土・日・祝日を除く)
〔縦覧及び閲覧場所〕
役場1階 税務課

生活環境課(TEL72-3605)から

**浄化槽を使用している
皆さまへ**

浄化槽は、し尿や生活雑排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしていますが、微生物の働きを利用しているため、適正な維持管理を行わないと機能が低下し、水質汚濁や悪臭の原因となってしまう。

そのため浄化槽管理者は、保守点検、清掃、法定検査の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理を実施しましょう。

※下図をご参照ください。

教育学習課(TEL74-3134)から

成人式のご案内

延期といたしました成人式を次のとおり開催いたしますので、ご出席ください。対象者の皆さんには、2月にご案内を送付しています。

2部制となっておりますので、ご自身の地区の部に、ご出席ください。

日時 令和3年5月3日
(月・祝)

場所 ホテル&リゾート
和歌山みなべ(山内)

【第一部】

南部・岩代地区の新成人
受付開始 12時30分
記念写真・式典等 13時

【第二部】

上南部・高城・清川地区の新成人
受付開始 14時30分
記念写真・式典等 15時

※今後の新型コロナウイルス感染症状況により開催困難となった場合においても、再延期はありません。

維持管理の種類	説明	実施回数	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検	浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・消毒薬の補充等を行います。	概ね4ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上 (全ばつ気方式は3か月に1回以上)
清掃	浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。	1年に1回以上	1年に1回以上 (全ばつ気方式は6か月に1回以上)
法定検査	7条検査 浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します。	使用開始3～8か月の間に1回	(平成13年から新設禁止)
	11条検査 保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかどうかを検査します。	1年に1回	1年に1回

産業課(TEL72-1337)から

**森林の立木を伐採するときは
届出が必要ですよ**

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出が必要ですよ。無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処される場合があります。

なお、1ha(10000㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。

くわしくは、産業課へお問い合わせください。

届出などの時期

■**普通林の場合**

・伐採する90～30日前までに届出が必要

■**保安林の場合**

・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要

・天然林の択伐は、伐採する日の30日前までに県への許可申請が必要

自衛隊御坊地域事務所から

自衛官等募集案内

試験項目	資格	受付期間 (締切日必着)	試験期日
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の者	5月11日(火)まで	1次: 5月22日(土) 5月23日(日) ※いずれか1日
自衛官候補生		6月17日(木)まで	6月27日(日)

くわしくは、自衛隊御坊地域事務所(TEL0738-23-0020)までお問い合わせください。

**新学期が始まります!
地域ぐるみで子どもを守りましょう**

4月に入ると、新しい学校に入学し、慣れない通学を始める子ども達もいます。子ども達への見守り、目配り、心配りへのご協力をお願いします。また、草刈りや剪定等を行って、見通しを良くし、犯罪のおこりにくいまちづくりを推進しましょう。

南部公民館(TEL72-1400)から

**南部長寿大学の
入学式について**

■**日時** 令和3年4月16日(金)
午後2時～

■**場所** 南部公民館
くわしくは、南部公民館へお問い合わせください。

成人式に関することは、教育学習課へお問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。

ミニドック健診を受けましょう

感染症対策を行い、実施します。ミニドックは、全て無料です!!
新型コロナウイルスの感染拡大や天候不良等により、急きょ変更・中止となる場合があります。

健診名	対象年齢／受診要件	
国保特定健診	35才～75才／国民健康保険に加入の方	
B型・C型肝炎検査	40才～／今までに検査を受けたことのない方	◎国民健康保険以外の医療保険に加入している方も受診できます。(ただし、加入している医療保険者が、肝炎検査、がん検診を実施している場合、本人はそこで受診してください。)
前立腺がん検診	50才～／偶数年齢の方(※)	
胃レントゲン検診		
胸レントゲン検診	40才～	
大腸がん検診		
子宮頸がん検診	20才～／偶数年齢の方(※)	
乳がん検診	36才～／偶数年齢の方(※)	

4月中旬の郵便物をご覧ください!

4月中旬に対象者へ案内状をお送りしますので、ぜひお申込みください。(申込みは4/30まで)
80才以上の方には案内状は送付していませんが、受診を希望される方は、ふれ愛センターへお申込みください。
※前立腺がん・胃レントゲン・子宮頸がん・乳がん検診は、昨年度対象で受診できなかった方は、今年、受診できますので、ふれ愛センター(TEL 74-3337)までお問い合わせください。

田辺保健所衛生環境課からのお知らせ

大麻や一部のケシは「大麻取締法」や「あへん法」という法律で栽培、所持等が禁止されています。
しかし、大麻・ケシに関わる事犯は依然として発生しており、特にケシについては、「植えても良いケシ・植えては悪いケシ」の認識不足から、観賞用として栽培する人や、不正に自生したケシを放置する人が後を絶ちません。さらに、大麻についても、近年、青少年を中心として乱用が増加しており、和歌山県内の農家が違法に栽培していたという事案も発生しています。
大麻やケシは耕作地や空き地にも自生していることがありますので、十分お気を付けください。
もしそれが大麻や植えてはいけないケシだと知らなくても、栽培(自生も含む)や所持等をしている事実があれば罪に問われることがあります。
もし見つけた場合は、田辺保健所衛生環境課(TEL 26-7934)に連絡してください。

違法な大麻(アサ)・けしの一例(右写真)



大麻(アサ)



けし



乳がん検診を受けましょう

4月1日～10日は
ピンクリボン着用週間です

日本人女性の12人に1人が乳がんにかかると言われていますが、早期に発見できれば約90%が治る病気です。

ピンクリボン運動は、乳がんの早期発見の大切さを伝え、検診を受けるきっかけを作るための活動です。

ピンクリボンの装着を希望される方は、ふれ愛センターへお問い合わせください。



ふれ愛喫茶からのお知らせ

ふれあい喫茶では、本格的なコーヒーを販売しています。ぜひお立ち寄りください。

喫茶時間は月曜日～土曜日
9:00～11:00 13:30～15:00
(金・土曜日は午前中のみ)

定休日は、金・土曜日の午後及び日曜日・祝日です。※ただし、定休日以外でも、休む場合があります。

喫茶運営を手伝ってくれるボランティアも随時募集しています!

お問い合わせは、ふれ愛センター保健師へ。

4月のトレーニング教室

感染症対策を講じ、実施します。

日時 2日・9日・16日・23日・30日の金曜日(予定)
トレーニングマシンによる運動
(18:00～20:30)
ストレッチポール2回(1回につき先着8名まで)
(18:45～19:05、19:10～19:30)
健康リズム体操(19:40～20:30)

場所 はあと館(社会福祉センター)

対象 町内在住・在勤の成人の方



乳幼児健診(場所／ふれ愛センター)	
受付時間12:45～13:15	
健診名	実施日
4・10か月児健診 (令和2年6月・12月生まれ)	4月20日(火)
1歳6か月児健診 (令和元年8月・9月生まれ)	4月21日(水)

マタニティー&ベビーサロン

日時 4月23日(金)10:00～11:30
場所 ふれ愛センター
対象 妊婦または小さなお子さん(8か月までの保護者)

※妊婦さんやお母さんの仲間づくりの場です。

歯周疾患検診を受けましょう

対象者 令和3年度に40・50・60・70歳になられる方

内容 県内の歯周疾患検診実施
医療機関での歯周病検診

費用 無料

実施期間 令和3年度中

4月中に対象者へ案内状や受診券をお送りします。



4月のおひさま広場は、全園お休みです

■県による巡回職業相談

○4月9日(金)13:00~15:00

南部公民館

相談員が求人情報を提供、また求職の相談を受けます。くわしくは、日高振興局企画産業課(Tel.0738-24-2911)へ。

■田辺年金事務所年金相談

○4月10日(土)(9:30~16:00)

同事務所(田辺市朝日ヶ丘 Tel.24-0432)へ。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(IP電話・PHSからはTel.03-6700-1165へ)

月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は休み。

延長窓口

住民福祉課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行します。

サービスを利用される場合は、必ず当日の午後5時15分までにご連絡ください。

■延長窓口実施日時

○毎週木曜日 17:15~19:00

(年末年始、祝日は除く)

■開設場所 住民福祉課

■交付できる証明書

○住民票の写し ○印鑑登録証明書

○マイナンバーカードの交付

■連絡先 住民福祉課 Tel.72-2161

夜間(土曜日)・小児救急診療所

○毎週土曜日18:00~21:30

(年末年始、祝日は除く)

田辺市高雄一丁目23-1

(田辺市民総合センター内)Tel.26-4909へ

各種相談 など

町民の皆さんが普段の生活の中で、抱えている悩みや困りごとを相談員の方に相談できる窓口です。

■人権・行政相談

○4月12日(月)13:30~15:30

みなべ町役場

■消費生活巡回相談

○4月1日(木)13:00~15:00

みなべ町役場

■農業資金相談

○4月28日(水)13:00~16:00

みなべ町役場

○申込先 産業課(Tel.72-1337)

※個別相談のため、事前申込が必要です。

【4月23日(金)】

■生活お困り相談

○4月27日(火)13:30~15:30

みなべ町役場

■教育相談

○教育学習課

●学校は、Tel.74-2191へ。

●幼稚園、保育所、学童保育所は、Tel.74-3738へ。

■暮らしなんでも相談(町社協)

○毎週月~金曜日9:00~16:00

はあと館

■身近な民生委員・児童委員さんにご相談を

民生委員・児童委員は相談内容に応じて必要な支援が受けられるように行政や関係機関につないでくれます。

また、児童福祉を専門とする主任児童委員もいます。

お問い合わせ先 住民福祉課(Tel.72-2161)へ。

紀南六校 本にまつわる作品展を行いました

高校生のセンスあふれる作品と各校それぞれ趣向を凝らした素晴らしい図書館通信などを展示してくれました。

みなさん感心して見入っていました。



こんな本、いかが?

今月のオススメ



『シニア六法』

住田裕子 監修・著(KADOKAWA)

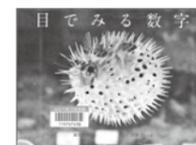
近年増える高齢者による交通事故、認知症ならではのトラブル、相変わらず多いオレオレ詐欺など…。

いざトラブルに巻き込まれた時、どう法律があり、それを生かすにはどうすれば良いのでしょうか。シニア世代だけでなく、家族が注意すべきことや取るべき対策がわかりやすく解説されています。長寿社会を安心して心豊かに過ごすために、お役立て下さい。

そのほかにこちらも



図解SDGs入門
目にする数字
岡部敬史文/山出高士写真
(東京書籍)



目でみる数字
岡部敬史文/山出高士写真
(東京書籍)



世界を変えた発明発見
ビジュアルスタイル
シヤンモレルリ編/熊谷玲美訳
(すばる舎)



偉人もみんな悩んでいた
山出高士著
ルポンスする通信社
(通信社)



科学でナゾとき!
わらう人体模型事件
あさだりん作/佐藤おとり絵
(偕成社)



はてなとびっくり
大橋翠詩集
大橋翠著/吉野晃希男絵
(銀の鈴社)

としょがほ 図書館通信



町立図書館
(ゆめよみ館)
Tel.72-1410

上南部分館
(生涯学習センター内)
Tel.74-3283

4月のテーマ展示

1階

「お家で楽しむ春」

今年の春も、お家時間が増えそう。だけど、ワクワクするこの季節を満喫したい!外に出づらい今だからこそ、お家の中で、新しい「春」始めませんか? 心が弾む楽しい本を集めました。

2階

「ありがとう 安野光雅さん」

昨年12月、国際アンデルセン賞を受賞した絵本作家・安野光雅さんが94歳で亡くなりました。1968年の『ふしぎなえ』以降、数々の作品で楽しませてくれた安野さんの絵本を、いま一度ごらんください。

ゆめよみ館 4月のカレンダー

ゆめよみ館は祝日も開館しています

3日(土) おはなし会(15:00~)

5日(月) 休館

10日(土) ちいさいひとのための
おはなし会(0~3歳)
(10:30~)

12日(月) 休館

17日(土) おはなし会(15:00~)

19日(月) 休館

22日(木) ちいさいひとのための
おはなし会(0~3歳)
(10:30~)

26日(月) 休館

30日(金) 休館(館内整理日)

上南部分館 おはなしの会
4月10日(土)午前10時30分から

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事が中止になる場合があります。

第20回 市町村対抗ジュニア駅伝競走大会



選手【敬称略】

〈小学生男子〉 鈴木珀(南部小6年)、山下千翔(上南部小6年)、森寛太、寺村大輝(南部小5年)

〈小学生女子〉 築山奈那世、庄司妃華(南部小6年)、杉本日菜乃(岩代小6年)、安田彩乃(南部小5年)

〈中学生男子〉 庄司悠眞(田辺中3年)、平尚生、平京土(南部中3年)、山下陽生(田辺中2年)、大川綾斗(南部中1年)

〈中学生女子〉 橋本日菜子(高城中3年)、大川菜々未(南部中3年)、森川りな(南部中2年)、山本蒼(高城中2年)、西洸香(南部中1年)

2月届出分(敬称略)

(了承をいただいた方だけを掲載しています)

人のうごき

	2月末現在	(前月比)	2月中の異動
男	5,842人	(+7人)	出生 8人 死亡 10人
女	6,481人	(+4人)	転入 25人 転出 12人
人口	12,323人	(+11人)	高齢化割合 (65歳以上)32.7%
世帯数	4,762世帯	(+8世帯)	

